

(案)

## 令和3年度 社会教育について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 令和3年度 努力目標

社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくものである。今般の新型コロナウイルス感染症の発生は、学校教育のみならず社会教育に大きな影響を与えており、それぞれの場において、学びを止めないことの重要性が共有されたとともに、ICTを活用した学びなど、学びの新たな可能性も示されたところである。また「持続的な開発目標」(SDGs) (※) のテーマである「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現のため、社会教育の特徴を踏まえながら、すべての人々が学び続けることができる環境がますます重要になる。

このような状況から、市教育委員会としては、地域課題やニーズをふまえたうえで、すべての住民の自発的・主体的な学習活動や社会参加を支援するとともに、施設利用については施設予約システムの導入により利便性向上等を図る。コロナ禍においても様々な機会や場所を利用して实际生活に即した文化的教養を高められるような環境の醸成や、適切な学習機会の提供及び奨励、そして、学校教育担当部局と十分に連携し、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の協力の促進に努めるため、次のとおり取組みを行う。

人権教育については、社会教育のすべての領域において、人権文化の創造のため、市民が豊かな人権感覚を育むことができるよう、「茨木市人権教育基本方針」・「茨木市人権教育推進プラン」の趣旨をふまえるとともに、人権の視点を取り入れた各種講座や事業を実施し、地域における人権意識の醸成を図る。

公民館については、広く利用を促進するとともに、コミュニティの醸成を図り、地域の自主的な運営への機運を高める。現代的課題・地域課題の解決に向けた事業の実施を推進するなど、学びを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの拠点施設として、住民のニーズに応じた学習を深め、公民館活動の更なる充実を図り、学びと活動の好循環を実現する。

家庭教育については、保護者の自発的・主体的な学習活動を支援することにより、家庭教育に関する知識の習得と保護者どうしのつながりを促し、家庭や地域の教育力の向上を図る。

青少年教育については、青少年センター・青少年野外活動センターを活用し、「いま伸びよう 茨木の未来をひらく青少年」の標語に基づいた青少年健全育成運動を全市域において展開することによって、青少年に「生きる力」・「豊かな人間性」などの育成を図る。

文化財の保存と活用については、本市の歴史的特性等をふまえ、多様な文化財の保存・活用施策を推進する。

図書館については、「本が好きなまち・茨木」をめざし、あらゆる年齢層の市民が自由に知識を習得する社会教育施設としての役割を果たすため、「市民の暮らしに役立ち、誰もが気軽に利用できる親しみやすい魅力ある図書館」を目標に、資料・情報の提供をはじめ、多様な図書館サービスの充実を図る。

また、文化・生涯学習及びスポーツについては、社会教育と関連する重要な項目であるという認識のもと、引き続き市長部局の担当課とも十分に連携して取り組みを行う。

文化施策については、その方向性を示した「文化振興ビジョン」に基づき、市民の各種文化活動を支援し、歴史・伝統文化資源の保存・継承を行う。

生涯学習施策については、審議会やパブリックコメントなどの意見をふまえ、（仮称）生涯学習推進計画を策定する。

生涯学習センターにおいては、コロナ禍の新しい生活様式に対応できるよう、オンラインによる配信講座の試行やICTを活用した各種講座を実施するなど、学びの継続ができるよう多様な学習機会の提供に努める。

スポーツ施策については、「茨木市スポーツ推進計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を講じて、すべての市民がそれぞれの興味、体力、技能、目的等に応じて、生涯にわたってスポーツに親しめるよう、市民の生涯スポーツを推進する。また、計画策定から5年を経過していることから、茨木市スポーツ推進審議会などの意見を踏まえ見直しを行う。

## 1 人権教育の推進について



社会教育のすべての領域において、「茨木市人権尊重のまちづくり条例」及び「茨木市人権教育基本方針」の趣旨をふまえ、「茨木市人権教育推進プラン」、「第2次茨木市人権施策推進基本方針」及び「第2次茨木市人権施策推進計画」に基づき、人権教育の推進に努め、豊かな人権文化の広がりをめざす。

- 1) 社会教育施設等において、条例等の趣旨に基づいた人権教育を推進するため、各種講座について、企画段階において人権尊重の視点を取り入れた内容や講師の選定などに取り組み、家庭や地域における人権意識の醸成を図る。また、新型コロナウイルス感染症に関する不当な差別や偏見防止の啓発を行う。
- 2) 関係諸団体と連携し、人権に関する諸事業を実施する。子どもの豊かな人権感覚を育む場として、家庭の役割が重要であることをふまえ、家庭教育学級において、人権をテーマとした学習機会を取り入れる。
- 3) 「大阪府識字施策推進指針」「茨木市識字施策推進指針」等の趣旨をふまえ、「識字・日本語教室」を開講し、外国人を含むすべての人々に教育の機会を提供するとともに、日本の風習、文化等の情報提供や異文化交流会など、学ぶ機会の充実を図る。新型コロナウイルス感染症への対応として、教室の分散、オンライン学習等を取り入れる。

## 2 公民館活動の推進について



公民館は、社会教育活動、住民にとって最も身近な学習の拠点として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域コミュニティの場として、公民館活動を

通じて、地域や社会の中で人と人との繋がりを形成し、地域の人材育成や地域の教育力の向上に寄与することを目的に、以下のとおり重点的に取り組んでいく。

- 1) 社会教育活動の拠点として、**コロナ禍の新しい生活様式を取り入れつつ**、地域の実情に応じて、**防災、地域の歴史**、消費者問題をテーマにした講習会等の開催や、読み聞かせの実施などの取組みを推進するとともに、社会の要請に対応する現代的課題・地域課題の解決に向けた取組みを**実施する**。また、その解決に向け必要な情報の把握、提供に努める。**公民館活動の更なる充実、活性化を図るために、各公民館、関係各課、市内大学などと連携する**。
- 2) 地域活動の拠点施設としての機能を高めるために、地域と十分協議したうえで、公民館における管理運営機能のコミュニティセンター化を図る。
- 3) 公民館施設について、利用者が安全で快適に利用できるよう適切な維持管理に努めるとともに、「**茨木市公共施設等マネジメント基本方針**」における長寿命化の推進に向けた改修等に取り組む。
- 4) 中央公民館は、公民館活動の推進、施設の維持管理において、小学校区公民館と十分な連携を図り、充実に努める。

### 3 家庭教育の支援について



近年、少子化による人口減少、急速な高齢化、核家族化等による地域とのつながりの希薄化や情報化の進展等、**またコロナ禍において**社会のあり方が大きく変化する中、「家庭教育」については、家庭の孤立化、子育て不安、ひいては子どもへの虐待など、様々な問題が**増大しており**、地域や社会全体での支援の必要性が高まっている。家庭や地域の教育力の向上を図り、家庭教育を支援するため、以下のとおり取り組む。

- 1) 家庭教育の大切さを認識し、子どもを育成するために必要な知識及び技術を身に付け、保護者としての資質向上を図るため、家庭教育に関する講座を**ICTの活用等を含め関係諸団体と連携し**実施するとともに、その講座内容についてHP等で広く周知し、学習機会の提供に努める。
- 2) 保護者同士が互いにつながり、課題を見つけ、ともに学習していく場を提供するため、**コロナ禍における新しい生活様式も踏まえ**、家庭教育学級を各小学校区単位で開設する。
- 3) 地域人材を活用した、対話や交流を通して親のあり方を学ぶ「**親まなび講座**」の充実に努め、**小学校、公民館、コミセン等保護者のより身近な場所で実施していく**。
- 4) 4 か月**児**健康診査においてブックスタートを実施し、保護者に乳幼児期からの絵本を介した親子のふれあいの大切さを伝える。

### 4 青少年教育の推進について



青少年及び育成者、保護者等を対象として、自主的・組織的な活動の支援や、様々な体験の機会を提供することにより、青少年の健全な育成及び人権文化の高揚に努める。

- 1) 放課後や週末等に、地域住民の参画・協力を得て、小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心で健やかな子どもたちの居場所を設ける「放課後子ども教室」を**本市の放課後子ども教室における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき**実施し、子どもの体験・交流活動等の活性化を図り、地域社会全体で子どもの創造性、自主性、協調性を養い、豊かな成長を育む教育コミュニティづくりを推進する。また、引き続き、市内大学と連携を図り、大学生ボランティアの登録・派遣を行うとともに、市内企業の協力を得て、豊かな体験活動の機会の提供など放課後の居場所の充実を図る。さらに、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、当該小学校内に開設する学童保育事業との連携に努める。
- 2) 茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」を活用し、茨木市青少年健全育成運動重点目標「子どものSOS ほっとくん！？」～大人が気づいて 声をかけあう 関係づくり～を市民に周知し、子どもが居場所に出しているサインに気づき、大人が声をかけることが、子どもを救うきっかけづくりになるということについて取組みを推進する。
- 3) 学校・家庭・地域の連携を深め、地域社会全体で青少年を見守り、育てていくために、小学校区では青少年健全育成運動協議会やこども会等が協働し「地域での人間関係の構築」と「地域活動への参加促進」を、中学校区では青少年指導員の活動内容を中心に「問題行動の抑制」と「規範意識の醸成」を目的とした活動を推進するために、青少年健全育成団体への支援を行う。また、地域における青少年を対象とした取組を表彰する「ほっとけんアワード」を実施し、青少年健全育成団体の**新型コロナウイルス感染症への対応**や活動意欲の向上を図る。
- 4) 市内全域の青少年を対象として、**オンライン配信も含めた新型コロナウイルス感染症への対応を講じて**ものづくりの体験や観劇会などの体験・交流の機会を設定し、豊かな人間性を培う場を提供する。また、青少年が「ゆめ」を持ち、その実現に向けて前進できるよう努める。
- 5) 市内の高校生・大学生がクラブ活動等で学んだ知識や技術を生かして、「**オンラインによる取組**」と「**対面による取組**」の**両者の組合せによって**小・中学生等向けの体験型の講座等を企画運営する「青少年による青少年のためのイベント」を実施することにより、異年齢交流や達成感・自己有用感を**育む**機会の提供に努める。
- 6) 青少年野外活動センターでは、**コロナ禍における青少年の体験活動の充実を図るため「少人数・短時間」**のキャンプ事業等を実施するほか、**学校事業等**の受入を行い、青少年が体験活動を通して社会を生き抜く力を育む場となるよう努める。
- 7) 近隣の大学と協力しながら、青少年野外活動センターや、放課後子ども教室において、大学生が活動できる場を設定し、参加者や地域住民とのコミュニケーションを重視した活動を支援することで、次世代を担う青少年の健全育成の充実を図る。

## 5 文化財の保存と活用について



社会経済情勢の急激な変化が、特に地域社会の在り方に大きく影響を与えている現在、郷土愛の醸成は、今後その重要性が増すものと考えられる。そのためには、郷土茨木の歴史及び伝え継がれた文化を正しく理解することが必要であるとの観点から、「茨木市文化財保護条例」に基づき、国や府とも連携しながら文化財の保存と活用に取り組んでいく。貴重な文化財を良好な状態で後世へと引き継いでいくとともに、多くの市民が文化財に親しむ機会を設けることで、市民の文化財へ

の愛着や郷土への認識を深め、生活に豊かさをもたらすよう努める。

- 1) 市内に存在する文化財の情報収集や調査・研究に努めるとともに、「茨木市文化財保護条例」に基づいて文化財の保存と活用を図る。
- 2) 文化財資料館においては、本市の豊かな歴史と文化を発信する企画展や講演会を開催する。
- 3) キリシタン遺物史料館を中心に、国内有数の貴重なキリシタン遺物を活用した企画展を開催するなど、隠れキリシタンの里として知られる北部地域の歴史遺産の掘り起こしを図る。
- 4) 東奈良遺跡に代表されるように、本市からは多くの貴重な埋蔵文化財が発見されており、今後とも精緻な調査に努めるとともに、調査成果をいち早く市民に発信するよう取り組む。
- 5) 国史跡郡山宿本陣(椿の本陣)においては、大阪北部地震等により破損した建物の部分修理を経て、公開事業をはじめ活用に向け取り組む。
- 6) 郷土の豊かな歴史と文化を次世代に引き継ぐという観点から、児童向け啓発リーフレットの発行や出前講座、夏休み体験講座などを実施するとともに、埋蔵文化財発掘調査現場において小学生の発掘体験を行うなど、子どもの文化財や郷土への愛着心を育むよう努める。
- 7) 郷土の歴史を学ぼうとする市民の活動を促進し、市民一人ひとりが歴史を伝える担い手であるとの認識を醸成することを目的に、文化財解説ボランティアの育成・活用を図る。
- 8) コロナ禍においても創意工夫を図り、文化財の保存と活用の充実に務める。

## 6 図書館活動の推進について



図書館は、市民が知的活動や日常生活を行う上で必要なさまざまな資料や情報を提供する地域の情報拠点として、幅広い資料・情報の収集と効果的な運営に努める。

- 1) 市民の要望と関心を踏まえながら組織的、系統的に資料を収集し、市民の求める資料・情報をできる限り提供するように努めるとともに、魅力ある書架づくりに努める。併せて郷土行政資料についても、適宜収集・保存に努める。  
また、ICTを活用した資料・情報の提供を一層推進する。
- 2) 多種多様化する調査研究にも応えることができるよう、中央図書館及び分館でインターネット環境の提供のほか、検索データベースの活用を図るとともに、府立図書館など他の図書館や関係機関と連携を図り、レファレンス・サービスの機能の充実に努める。
- 3) すべての市民が、読書を通じて人生を豊かに送れるよう、読書活動の推進を図る。特に、子どもの読書活動については、第3次茨木市子ども読書活動推進計画に基づき、学校や関係機関と連携して、発達段階に応じた読書環境を提供する。
- 4) ボランティアとの協働や、関係機関と連携を図ることにより、幅広い年齢層の方々が参加できる行事を開催するなど、図書館の利用を促進し、生涯学習機会の充実に努める。
- 5) 図書館をより活用していただけるよう、広報誌やチラシ、リーフレットの他、ホームページやSNSなどにより、幅広く積極的な図書館の情報発信に努める。
- 6) コロナ禍においても創意工夫を図り、図書館サービスの充実に努める。

※「持続可能な開発目標」(SDGs)とは

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための世界共通の目標である。2030年を期限に、17の目標と169のターゲットにより構成されている。

※新しい生活様式

新型コロナウイルスの感染拡大を長期間にわたって防ぐため、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策などを日常生活に定着させ、持続させるために取り入れる生活習慣のこと。

(例) 「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」「こまめな換気」など

各委員からの質問・意見等について(一覧)

(1) 令和3年度社会教育の努力目標について

	質問・意見等	所管課	回答・対応
今西委員	<p>1. 「1 人権教育の推進について」ですが、どうしてSDGsのゴール5がないか疑問に思いました。ジェンダー・フリーの問題は、現在の人権教育の最重要課題の1つだと考えております。「人権のまちづくり審議会」でも、LGBTの問題を学習しているところです。また、私はSDGsのゴール10を入れてもおかしくないように考えております。</p>	社会教育振興課	<p>「努力目標」と「人権教育の推進について」に、SDGsの目標5、10を加えます。</p> <p>ご指摘のとおり、ジェンダーの課題は人権教育の課題であることは認識しており、これまでも講座等のテーマで取り上げてきました。また、差別や偏見の解消は、人権教育の目的そのものであると考えます。</p>
	<p>2. 「2 公民館活動の推進について」では、具体的プログラムの記述や施設管理・運営についての見解があり結構ですが、コミュニティ形成の視点が少し弱い気がしました。</p>	社会教育振興課	<p>コロナ禍においても、学びを通じてつながりを形成する機会を促進するなど、地域コミュニティの醸成に努めてまいります。</p>
	<p>3. 「3. 家庭教育の支援について」ですが、家庭教育の2つの柱である「親育て」については結構ですが、「子育て」支援については、具体的提案が明確ではないと思いました。</p>	社会教育振興課	<p>子育て支援所管の福祉分野と連携して、事業を実施してまいります。</p>
大浦委員	<p>SDGsのゴールと社会教育活動の目標や関連性を明確にさせていただき、とても分かりやすいと思います。ありがとうございました。</p> <p>◎家庭教育につきまして、5. ジェンダー平等を実現しよう を入れていただきたいと思います。家庭教育は女性だけが担うものではなく、このコロナ禍では男性が育児を担当したり、夫婦で協力し合ったりすることが大事だと見直されている状況だと感じております。今後コロナが収まったとしても、男性が家庭教育にも関わっていく環境づくりが必要ではないでしょうか。女性が主に社会で働いておられる家庭もあります。家庭教育学級も男性でも参加できる環境づくりも考えていかなければ時代の変化には対応できていかないのではないのでしょうか。男性目線の価値観も取り入れていくことで、多様な家庭教育の学びができるものと期待します。</p> <p>「親まなび講座」につきましては、小学校以外でも学びの場を設定するという事かと思いますが、公民館というよりもコミセンが多くなっていると思われますので、3)の赤字の部分は、小学校やコミセン等保護者のより身近な場所で実施していく。との表記の方がよいかと思えます。</p> <p>◎努力目標の横に10. 人や国の不平等をなくそう 16. 平和と公正をすべての人に の二つも入れていただきたいと思います。</p> <p>これらは人権教育や地域活動についても大切な視点かと思えます。外国人の方が住んでおられる地域もありますし、帰国子女や外国にルーツがある子どもさんもいます。</p>	社会教育振興課	<p>「家庭教育の支援について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsの目標5を加えます。</li> <li>・男性が家庭教育に関わっていく環境づくりは必要と考えております。また、家庭教育学級への参加者は減少しており、男性を含め活動に参加できる方を増やしていきたいという考えはありますが、現状の活動形態では難しく、子育てや男女共生等関連所管課の事業との兼ね合いもあり、検討課題となっております。</li> <li>・親まなび講座について、実施場所を広げていく際、所管の社会教育施設である公民館が優先されると考えますので、「小学校、公民館、コミセン等」で実施していくとして修正します。</li> </ul> <p>「努力目標」に、SDGsの目標5、10、16を加えます。</p> <p>ご指摘のとおり、人権教育や地域活動、そして社会教育全般に大切な視点であると考えます。</p>

	質問・意見等	所管課	回答・対応
佐野委員	<p>オンラインでの講座や研修会等だけではなく、やはりその場所に集まって、開催されるようになってほしいと思います。公民館活動の立場から言えば、「人と人の繋がり」が一番望むものであって、オンラインでは成し得ないものと思います。早くコロナ禍が収束してほしいものです。</p>	全課	<p>ご指摘のとおり、人と人とのより直接的なふれあいや交流等は引き続き重要であり、「オンラインによる取組」と「対面による取組」の両者の組み合わせによって、より豊かな学びの場が形成されたいと考えます。</p>
高尾委員	<p>令和3年度の努力目標については、特に質問・意見は有りません。</p>		
三川委員	<p>1 2ページ・10行目の「審議会」について、補足説明をお願いします。</p>	スポーツ推進課	<p>「茨木市スポーツ推進審議会」と入れます。</p>
	<p>2 新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながらの事業継続や新しい生活様式を取り入れた事業の推進など、さまざまな工夫や配慮がなされていることがわかります。その一方で、「1 人権教育の推進」「3 家庭教育の支援」「5 文化財の保存と活用」の項では、そのことに触れられていない点が課題だと思われました。</p> <p>「1 人権教育の推進」に関しては、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、感染した人や対策に携わった人々に対する偏見や差別、インターネット・SNS上における誹謗中傷のほか、様々な場面での心ない言動が広がっていることが指摘され、新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮として、不当な差別や偏見等を防止するための啓発ポスターを作成している自治体がいくつもあるようです。</p> <p>「3 家庭教育の支援」についても、コロナ禍の新たな生活様式への移行に伴って家庭教育のあり方が変化することが予測されますので、この点について言及しておく必要があるかと思えます。また、家庭教育学級や「親まなび講座」の実施に当たっても、オンラインでの開催を試行検討するなどの取組があつてよいように思われます。</p>	社会教育振興課	<p>各項目において、新型コロナウイルス感染症への対応について触れます。</p> <p>「人権教育の推進について」          新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮については、人権施策担当課が市HPへの掲載等により啓発を図るとともに相談窓口を開設しています。</p> <p>「家庭教育への支援について」          コロナ禍での生活については、今年度事業において家庭での過ごし方等をテーマに講座を実施しました。家庭教育学級や親まなび講座でのオンライン実施等については、試行・検討をしているところです。</p>
	<p>「5 文化財の保存と活用」については、従来型の企画展や集合型の講演会は実施することが困難であろうと思われていますが、企画展のインターネット配信や講演会のオンライン化による事業が工夫できるのではないかと考えられます。たとえば、三重県教育委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で予定していた文化財に関する講演会やトークイベントなどが中止になり、子供たちが文化財に触れる機会が失われている中で、文化財に関する情報をインターネット上で動画として配信し、職員が県内の文化財や世界遺産を巡って見どころを紹介したり、ゆかりの人物にインタビューしたりするなどして魅力を発信しているようです。</p>	歴史文化財課	<p>「文化財の保存と活用について」          コロナ禍における新たな取り組みとしまして、文化財資料館の常設展示の案内（日本語及び英語バージョン）をはじめ、キリシタン遺物史料館の展示解説、郡山宿本陣の紹介、発掘調査の様子、ひとりて出来る体験学習などの各種動画を作成し配信しています。また、コロナ禍においてもおうちで楽しく学べるをコンセプトに北海道博物館がはじめた「おうちミュージアム」にも参加しています。</p> <p>学芸員講座ではコロナ対策として定員を減らす一方で、同時にズームによるオンラインでの講座を開催しました。また、小学生を対象に授業用動画の配信や、ズームによる遠隔授業を実施しています。今後も創意工夫を図りながら、文化財の保存と活用の充実に努めてまいります。</p>

各委員からの質問・意見等について(一覧)

(2) その他、社会教育関連事業について

	意見・質問	所管課	回答・対応等
佐野委員	<p>コロナ禍において、非常識であったり、自分勝手な大人がたくさん現れてきました。誤った情報をうのみにしたり、思い込みであったり、偏見であったりすると思いますが、社会教育関連事業が、それらの改善に役立てばいいなと思います。</p>	全課	<p>コロナ禍における差別や偏見への対応など、正しい情報提供等に努めてまいります。</p>
高尾委員	<p>令和3年度も、新型コロナウイルスの影響が続くものと考えられ、新しい生活様式を考えながら、公民館活動及び地域活動を実施するになりそうです。 このような状況下、公民館講座等の開催や夏祭りなどの人が集まっの地域活動が難しく、地域住民との結びつきが希薄になることが予想され、どのように実施していくかの舵取りが悩ましい限りです。 社会体育の活動についても同様の状況であり、各種大会の実施方法並びに市民への生涯スポーツの取り組みに新しい実施の方法を工夫しなければと考えている。</p>	社会教育振興課 スポーツ推進課	<p>コロナ禍においても、学びを通じてつながりを形成する機会を促進するなど、地域コミュニティの醸成に努めてまいります。  コロナ感染症対策を講じた各種大会の実施方法や、コロナ禍におけるスポーツイベントの実施に向けて検討してまいります。</p>
三川委員	<p>努力目標において触れられた「持続可能な開発目標」については、茨木市の市政方針および教育委員会の教育施策の方針との関連において、社会教育の担う役割を明確にしておく必要があると思います。「誰一人取り残さない社会教育」を、茨木市教育委員会の「一人も見捨てへん社会教育」として打ち出していくことを提案いたします。</p>	社会教育振興課	<p>前文中で、包摂的な社会実現のため社会教育の担う役割を明確にするよう修正します。</p>

表 1.2 SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係<sup>5</sup>

目標(Goal)	自治体行政の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>

<sup>5</sup> 参考文献: [UCLG, 2015]

 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12. つくる責任つかう責任</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさを守ろう</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>